

# 官報

號外

昭和八年二月八日

## ○第六十四回衆議院議事速記録第十二號

昭和八年二月七日(火曜日)

午後一時九分開議

議事日程 第十一號

昭和八年二月七日

午後一時開議

質問

- 一 足尾銅山鑛毒問題ニ關スル質問(栗原彦三郎君提出)
- 二 航空ニ關スル質問(永田良吉君外三名提出)
- 三 和議法ニ關スル質問(金井正夫君外一名提出)

第一 意匠法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第二 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第三 貨幣法中改正法律案(政府提出) 第一讀會

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第五 兩備鐵道株式會社所屬鐵道外四鐵道及兼業ニ屬スル資産買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第六 富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀川新笹津間經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案(政府提出) 第一讀會

第七 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

第八 助産師法案(野中徹也君外二名提出) 第一讀會

第九 刑ノ宣告猶豫ニ關スル法律案(一松定吉君外五名提出) 第一讀會

○議長(秋田清君) 諸般ノ報告ヲ致サセマ

ス

(書記官朗讀)

一議員ノ異動左ノ如シ

埼玉縣第一區選出議員秦豐助君薨去セラレタリ

一政府ヨリ提出シタル議案左ノ如シ

兩備鐵道株式會社所屬鐵道外四鐵道及兼業ニ屬スル資産買收ノ爲公債發行ニ關スル法律案

富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀川新笹津間經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案 (以上二月四日提出)

樺太地方鐵道補助法中改正法律案 (以上二月七日提出)

一昨六日貴族院ヨリ受領シタル政府提出案左ノ如シ

都市計畫法中改正法律案

一昨六日貴族院ニ於テ本院ノ送付ニ係ル左ノ政府提出案ヲ可決シタル旨同院ヨリ通牒ヲ受領セリ

昭和七年法律第一號中改正法律案

(左ノ報告ハ朗讀ヲ經サルモ参照ノ爲茲ニ掲載ス)

一議員ヨリ提出セラレタル議案左ノ如シ

郷又ハ町村祿高ニ對シ公債證書給與ニ關スル法律案

提出者

寺田 市正君 藏園三四郎君

津崎 尙武君 宮川 一貫君  
清家吉次郎君

地租法中改正法律案

金城 紀光君 竹下 文隆君

金井 正夫君 花城 永渡君

崎山 嗣朝君 永田 良吉君

住宅組合法中改正法律案

提出者 船田 中君

住宅組合ニ對シ償還資金給與ニ關スル法律案

提出者 船田 中君

中央卸賣市場法中改正法律案

提出者 八田 宗吉君 長田 桃藏君

福井 甚三君 助川啓四郎君

農漁業災害保險法案

提出者 胎中楠右衛門君 助川啓四郎君

農漁業災害再保險特別會計法案

提出者 胎中楠右衛門君 助川啓四郎君

原蠶種國家管理法案

提出者 胎中楠右衛門君 加藤 知正君

胎中楠右衛門君

輸出生絲販賣統制法案

提出者

胎中楠右衛門君

生田 和平君

横川 重次君

日本蠶絲株式會社法案

提出者

胎中楠右衛門君

生田 和平君

横川 重次君

北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案

提出者

木下成太郎君

東 武君

松實喜代太君

三井 德實君

佐々木平次郎君

岡田伊太郎君

林 路一君

壽原英太郎君

林 儀作君

山本 市英君

尾崎 天風君

田中喜代松君

丸山 浪彌君

松尾 孝之君

北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案

提出者

木下成太郎君

東 武君

岡田伊太郎君

林 路一君

佐々木平次郎君

松實喜代太君

三井 德實君

壽原英太郎君

林 儀作君

山本 市英君

尾崎 天風君

田中喜代松君

丸山 浪彌君

松尾 孝之君

齒科軍醫設置ニ關スル建議案

提出者

杉山元治郎君

工藤 鐵男君

坂本 一角君

中山 福藏君

後免古庄間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

田村 實君

林 讓治君

依光 好秋君

谷原 公君

眞鍋 勝君

中谷 貞頼君

紅露 昭君

富田幸次郎君

生田 和平君

伊藤皆次郎君

山村ニ電話架設ニ關スル建議案

提出者

近藤壽市郎君

水久保甚作君

愛知縣下一市三郡内原野國營開墾ニ關スル建議案

提出者

近藤壽市郎君

近藤壽市郎君

常願寺川砂防工事速進並河身改修速成ニ關スル建議案

提出者

高見 之通君

土倉 宗明君

飯塚驛擴張ニ關スル建議案

提出者

島田七郎右衛門君

飯塚驛擴張ニ關スル建議案

實岡半之助君

提出者

高野 喜六君

岸嶽伊萬里間鐵道速成ニ關スル建議案

提出者

藤生安太郎君

神戶刑務所移轉ニ關スル建議案

提出者

中 亥藏男君

濱野徹太郎君

北海道港灣漁港修築速成ニ關スル建議案

提出者

山本 厚三君

坂東幸太郎君

北海道鐵道敷設速成ニ關スル建議案

提出者

山本 厚三君

坂東幸太郎君

手代木隆吉君

大島 寅吉君

一去四日齋藤内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

大藏書記官 石渡莊太郎

第六十四回帝國議會大藏省所管事務政府委員被仰付

一去四日常任委員補闕選舉ノ結果左ノ如シ

第四部選出

豫算委員 松本 忠雄君(田中貢君補

委員被仰付

一去四日齋藤内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

第五部選出

豫算委員 田尻 生五君(金光庸夫君

補闕)

第八部選出

豫算委員 砂田 重政君(門田新松君

補闕)

一去四日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第一部選出豫算委員 枅谷 寅吉君

第五部選出豫算委員 山本 慎平君

第八部選出豫算委員 岡田喜久治君

第九部選出豫算委員 小山 谷藏君

第三部選出請願委員 高倉 寬君

一去四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

少年救護法案(荒川五郎君外六十六名提出)委員

辭任田子 一民君 補闕田中喜代松君

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船舶等乘車船優遇ニ關スル法律案(江藤源

九郎君外三名提出)委員

辭任高倉 寬君 補闕石川 又八君

一昨六日齋藤内閣總理大臣ヨリ左ノ通發令アリタル旨ノ通牒ヲ受領セリ

特許局長官 中松 眞卿

第六十四回帝國議會商工省所管事務政府

委員被仰付

第六十四回帝國議會商工省所管事務政府

委員被仰付

委員被仰付

一昨六日常任委員補選ノ結果左ノ如シ

第一部選出

豫算委員 藤井 啓一君 (枅谷寅吉君 補闕)

第三部選出

請願委員 佐藤庄太郎君 (高倉寛君補 闕)

第五部選出

豫算委員 山本 慎平君 (山本慎平君 補闕)

第八部選出

豫算委員 武知 勇記君 (岡田喜久治 君補闕)

第九部選出

豫算委員 中村 繼男君 (小山谷藏君 補闕)

一昨六日議長ニ於テ辭任ヲ許可シタル常任委員左ノ如シ

第一部選出豫算委員 工藤 鐵男君

第三部選出豫算委員 中島知久平君

第四部選出豫算委員 松本 忠雄君

第四部選出豫算委員 勝 正憲君

第四部選出豫算委員 田島勝太郎君

第五部選出豫算委員 龜井貫一郎君

第六部選出豫算委員 町田 忠治君

第七部選出豫算委員 松田竹千代君

一昨六日特別委員理事補選ノ結果左ノ如シ

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船 船等乘車船優遇ニ關スル法律案 (江藤源 九郎君外三名提出) 委員

理事 石川 又八君 (理事高倉寛君本 月四日委員辭任ニ付其 ノ補闕)

一去四日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船 船等乘車船優遇ニ關スル法律案 (江藤源 九郎君外三名提出) 委員

辭任仙波 久良君 補闕田口 文次君

一昨六日ニ於ケル特別委員ノ異動左ノ如シ 輸出絹織物取締法中改正法律案 (政府提出) 委員

辭任飯塚春太郎君 補闕木槍三四郎君

傷痍軍人及戰公傷病死者遺族等ノ鐵道船 船等乘車船優遇ニ關スル法律案 (江藤源 九郎君外三名提出) 委員

辭任川淵 洽馬君 補闕池田 秀雄君

又去四日鐵道敷設法中改正法律案 (政府提出) 委員 秦豊助君薨去ニ付其ノ補闕トシテ 昨六日前田米藏君ヲ議長ニ於テ選定セリ

○議長 (秋田清君) 是ヨリ會議ヲ開キマス

御諮リ致スコトガゴザイマス、刑事訴訟法

中改正法律案外十二件ノ委員長及六大都市

ニ特別市制實施ニ關スル法律案外一件ノ委 員長ヨリ、ソレノ本日本會議中委員會ヲ

開キタイトノ申出ガアリマシタ、之ヲ許可

スルニ御異議アリマセスカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長 (秋田清君) 御異議ナシト認メマ ス、仍テ許可スルニ決シマシタ、先刻御 報告致サセマシタ通り、議員秦豊助君、去

ル四日薨去セラレマシタルコトハ、洵ニ痛

惜哀悼ノ至リニ堪ヘマセヌ、此際田中隆三

君ヨリ發言ヲ求メラレテ居リマス——田中 隆三君

〔田中隆三君登壇〕

○田中隆三君 只今議長ヨリ御報告ニ相成

リマシタ故正三位勳二等秦豊助君ニ對シ、 院議ヲ以テ弔詞ヲ呈スルコト、竝ニ其弔詞

ハ議長ニ於テ起草セラレンコトヲ望ム動議

ヲ提出致シマス、秦君ノ政界ニ於ケル閣歷

ト、其君國ニ對スル功績トニ付キマシテハ、

私ガ特ニ御説明ヲ申上グル必要モナイカト

思ヒマスガ、本日君ト永久ニ訣別ヲ告ゲナ

ケレバナラヌト云フ此際、一言哀悼痛惜ノ

微衷ヲ表シタク存ジマス、暫ク御清聴ヲ煩 シマス (拍手)

秦君ハ明治五年東京ニ生レラレマシテ、

同ジク二十九年ニ東京帝國大學法科大學ノ

政治科ヲ御卒業ニナテ居リマス、御卒業後

間モナク内務屬ニ任セラレマシテ、早クモ

其翌年ニハ福井縣ノ參事官、引續キ愛媛、

千葉、神奈川等ノ參事官、又長崎縣ノ事

務官等ニ歷任セラレマシテ、更ニ秋田縣

知事、德島縣知事等ニ榮轉セラレタノ

デアリマス、單ニ此事ノミヲ以テ見マ

シテモ、君ノ手腕才幹ノ非凡デアッタト

云フコトヲ想像シ得ルノデアリマス、

大正四年ニ官ヲ辭セラレテ、サウシテ

第十二回ノ臨時總選舉ニ埼玉縣ノ第一區ヨ

リ、衆議院議員ノ選舉ノ候補者ニ立タレタ

ノデアリマス、衆望ヲ擔ウテ御當選ニナリ

マシタコトハ勿論、其後毎回ノ總選舉ニ、

今日ニ至ルマデ毎回ノ總選舉ニ立候補セラ

レテ、何レモ榮冠ヲ贏チ得、回ヲ重ヌルコ

ト七回、年ヲ闊スルコト十八年、其間憲政

ノ爲ニ盡サレテ今日ニ至ッタノデアリマス、

此事ニ依ッテモ、君ノ衆望德望ノ隆々タルコ

トハ羨ムニ堪ヘタリト、申シテモ宜カラウ

ト思ヒマス、右ノ如クニ才幹アリ手腕アリ

德望ヲ備ヘテ居ラレル、ソレニ加フルニ事

ニ當テ熱誠ノ迸ルモノガアル、デアリマス  
カラ朝ニ野ニ、適クトシテ可ナラザルモノ  
ナシト申シテ宜シイ、君ノ屬スル立憲政友  
會ニ於テハ、屢、幹部重要ノ任務ニ當リ、  
又官吏ト致シマシテハ遞信次官トナリ、海  
軍、商工等ノ各政務次官トナリ、又更ニ一  
昨年犬養内閣ノ成ルヤ、君ハ拓相ニ親任セ  
ラレタノデアリマス、而シテ是等ノ事柄ハ、  
孰レモ皆深ク淵源スル所ガアリマシテ、決  
シテ偶然ノ事デハアリマセズ、君ハ實ニ才  
幹德望、而モ洗鍊セラレタル才幹德望手腕  
等ノ持主デアラレマシテ、私ハ實ニ君ハ典  
型的ノ政治家デアルト、深ク推重シテ居  
ノデアリマス、只今國家非常ノ時、是ヨリ  
圓熟セラレタル君ノ手腕ニ俟ツベキモノ漸  
ク多カラントスルノ秋、忽焉トシテ白玉ノ  
樓ニ登ラレタ、痛哭何ゾ堪ヘン、茲ニ謹ン  
デ哀悼ノ微意ヲ表シ、諸君ノ滿場ノ御賛成  
ヲ希フ次第デアリマス、之ヲ以テ弔詞ト致  
シマス

(拍手起ル)

○議長(秋田清君) 田中君ノ提出セラレタ  
ル動議ニ御異議アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ動議ハ可決セラレマシタ、茲ニ議長ノ  
手許ニ於テ起草致シマシタル文案ヲ朗讀致  
シマス

衆議院ハ多年憲政ノ爲ニ盡瘁シ曩ニ輔弼  
ノ重任ニ膺ラレタル議員正三位勳二等奏  
豊助君ノ薨去ヲ哀悼シ恭シク弔詞ヲ呈ス  
之ニ御異議ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼ヒ拍手起ル)

○議長(秋田清君) 御異議ナキモノト認メ  
マス、仍テ弔詞ハ決定セラレマシタ、此弔  
詞ノ贈呈方ハ議長ニ於テ取計ヒマス

○上田孝吉君 本日ノ質問ハ之ヲ延期セラ  
レンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議  
ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、  
仍テ質問ハ之ヲ延期スルコトニ決シマシタ  
——日程第一、意匠法中改正法律案  
ノ第一讀會ヲ開キマス——商工大臣  
中島久萬吉君

第一 意匠法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

意匠法中改正法律案

意匠法中左ノ通改正ス

第十九條ノ二 特許局ハ意匠公報ヲ發行

シ本法ニ規定スル事項其ノ他登録意匠

ニ關スル必要ナル事項ヲ之ニ記載スベ

シ但シ第六條ノ規定ニ依ル請求ニ依リ

祕密ニスベキ登録意匠ニ付テハ此ノ限

ニ在ラズ

附則

本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

(國務大臣男爵中島久萬吉君登壇)

○國務大臣(男爵中島久萬吉君) 只今議題

ニ上リマシタ意匠法中改正法律案提出ノ理

由ヲ、簡單ニ御説明申上ゲタイト存ジマス、

從來特許登録、實用新案及登録商標ニ付キ

マシテハ、ソレノ公報ヲ發行致シマシ

テ、權利ノ内容ヲ公示致シテ參、タノデゴ

ザイマスルガ、獨リ登録意匠ニ付キマシテ

ハ、印刷技術、經費等ノ關係ガゴザイマシ

テ、公報ノ發行ヲ致サナカ、タノデゴザイ

マス、隨テ意匠權ノ内容ヲ公示スベキ適當

ノ方法ガゴザイマセヌ爲ニ、意匠權者竝ニ

一般公衆ノ保護ニ十分ナラザル憾ミガアリ

マシタノデゴザイマス、然ルニ意匠登録

ノ出願竝ニ登録件數ハ、近年著シク増加ノ

趨勢ニ在ルノデアリマシテ、民間カラモ意

匠公報ノ發行ヲ要望スル聲ガ、盛シニナ、

テ參リマシタ、蓋シ特定人ニ對シマシテ、

意匠權ナル獨占ノ權利ヲ賦與スル以上、其

内容ヲ公示スルコトハ極メテ必要ノコトデ

アルト考ヘマス、近頃印刷技術ノ進歩發達

ニ連レマシテ、容易ニ著色意匠ヲ印刷スル

コトガ出來ルヤウニ相成リマシタカラ、此

際意匠公報ヲ發行致シマシテ、意匠權者竝

ニ一般公衆ノ保護ノ全キヲ期スルコト、致

シマシテ、特許法ノ例ニ倣ヒマシテ、意匠

公報ノ發行ニ付テ、意匠法中ニ規定ヲ設ク

ルコト、致シタノデゴザイマス、是レ本案

ヲ提出致シマシタ所以デゴザイマス、何卒

慎重御審議ノ上、速ニ御協贊ヲ賜ランコト

ヲ希望致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第二、右議案ノ審

査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマ

ス

第二 右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員

ノ選舉

○上田孝吉君 本案ハ政府提出、輸出絹織物取締法中改正法律案外二件ノ委員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第三、貨幣法中改正法律案ノ第一讀會ヲ開キマス——堀切大藏政務次官

第三 貨幣法中改正法律案(政府提出)

第一讀會

貨幣法中改正法律案

貨幣法中左ノ通改正ス

第二條中「二分」ヲ「七百五十ミリグラム」ニ改ム

第三條中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム

第五條第三號ヲ左ノ如ク改ム

三 ニッケル貨幣 純ニッケル

第六條 貨幣ノ量目ハ左ノ如シ

一 二十圓金貨幣

一六・六六六グラム

二十圓金貨幣 八・三三三三グラム

三 五圓金貨幣 四・一六六六六グラム

四 五十錢銀貨幣 四・九五グラム

五 二十錢銀貨幣 一・九八グラム

六 十錢ニッケル貨幣

四グラム

七 五錢ニッケル貨幣

二・八グラム

八 一錢青銅貨幣 三・七五グラム

九 五厘青銅貨幣 二・一グラム

第七條中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム

第十條 金銀貨幣量目ノ公差ハ左ノ如シ

一 金貨幣二十圓ハ每片〇・〇三二四

グラム一千枚毎ニ三・一一二五グラ

ム十圓ハ每片〇・〇二二六八グラム

一千枚毎ニ二・三二二五グラム五圓ハ

每片〇・〇一六二二グラム一千枚毎ニ

一・五三七五グラムトス

二 銀貨幣五十錢ハ每片〇・〇六四一

二グラム一千枚毎ニ三・九九九七五

グラム二十錢ハ每片〇・〇四〇一二

グラム一千枚毎ニ一・九九九八七グラムトス

第十一條 金貨幣ノ通用最輕量目ハ二十圓金貨幣一六・五七五グラム十圓金貨幣八・二八七五グラム五圓金貨幣四・一四三七五グラムトス

第十二條中「白銅貨幣」ヲ「ニッケル貨幣」ニ改ム

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

從來發行ノ白銅貨幣ハ從前ノ通通用スヘシ

〔政府委員堀切善兵衛君登壇〕

○政府委員(堀切善兵衛君) 只今議題ニナリマシタ貨幣法中改正法律案提出ノ理由ヲ説明致シマス、從來十錢及五錢ノ補助貨幣ハ白銅ヲ以テ鑄造シテ居リマシタガ、此種ノ補助貨幣トシテ新「ニッケル」貨幣ハ其性能ニ於テ白銅貨ニ優リ、殊ニ偽造ヲ困難ナラシムルコトヲ一ツノ特長トサレテ居リマシテ、近年各國ニ於テ之ヲ採用スルモノ次

第二增加スル傾向ニアリマス、我方造幣局ニ於テモ、造幣技術ノ進歩ニ依リ、之ヲ鑄造シ得ルニ至リマシタノデ、政府ハ從來ノ白銅貨幣ニ代ヘ、新「ニッケル」貨幣ヲ制

定スルコトニ決シマシタ、尙ホ是ト同時ニ貨幣法中ノ量目ノ表示ハ、之ヲ「メートル」法ニ改メルヲ適當ト認メマシタノデ、本法

律案ヲ提出致シテ次第デアリマス、何卒御審議ノ上御協賛ヲ與ヘラレンコトヲ希望致シマス(拍手)

○議長(秋田清君) 日程第四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマス

第四 右議案ノ審査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉

○上田孝吉君 本案ハ政府提出、造幣局工場及其ノ附屬設備ノ新營費ニ關スル法律案外六件ノ委員ニ、併セ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナキモノト認メマス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ——日程第五及第六ハ同種議案ナルニ依リ、一括議題ト爲スニ御異議アリマセヌカ

〔異議ナシ〕ト呼フ者アリ

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、

仍テ日程第五、兩備鐵道株式會社所屬鐵道

外四鐵道及兼業ニ屬スル資産買收ノ爲公債

發行ニ關スル法律案、日程第六、富山鐵道

株式會社所屬鐵道中堀川新笹津間經營廢止

ニ對スル補償ノ爲公債發行ニ關スル法律案、

右二案ヲ一括シテ第一讀會ヲ開キマス――

鐵道大臣三土忠造君

第五 兩備鐵道株式會社所屬鐵道外四

鐵道及兼業ニ屬スル資産買收ノ爲公

債發行ニ關スル法律案(政府提出)

第一讀會

第六 富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀

川新笹津間經營廢止ニ對スル補償ノ

爲公債發行ニ關スル法律案(政府提

出)

第一讀會

兩備鐵道株式會社所屬鐵道外四鐵道及

兼業ニ屬スル資産買收ノ爲公債發行ニ

關スル法律案

政府ハ左ノ鐵道及兼業ニ屬スル資産買收

ノ爲之ニ必要ナル額ヲ限度トシ公債ヲ發

行スルコトヲ得

一 兩備鐵道株式會社所屬鐵道中兩備

山府中町間

一 藝備鐵道株式會社所屬鐵道中十日市

備後庄原間

一 阿波鐵道株式會社所屬鐵道及兼業ニ

係ル連絡船運送業ニ屬スル資産

一 愛媛鐵道株式會社所屬鐵道

一 宇和島鐵道株式會社所屬鐵道

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀川新笹

津間經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發

行ニ關スル法律案

政府ハ富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀川

新笹津間經營廢止ニ對スル補償ノ爲額面

七十七萬三千五百五十圓ヲ限リ公債ヲ發行

スルコトヲ得

附則

本法ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

(國務大臣三土忠造君登壇)

○國務大臣(三土忠造君) 只今議題ニ供セ

ラレマシタルニ法律案ノ提案ノ理由ヲ御説

明致シマス、此法律案ハ、地方鐵道ノ買收

及補償ノ爲メ公債發行ニ關スルモノデアリ

マスルガ、先ヅ兩備鐵道株式會社所屬鐵道

外四鐵道及兼業ニ屬スル資産買收ノ爲公債

發行ニ關スル法律案ニ付キマシテ申上ゲマ

スト、買收セントスル鐵道ハ兩備鐵道及藝

備鐵道ノ各一部ト、阿波鐵道、愛媛鐵道及

宇和島鐵道トデアリマス、是等ハ何レモ建

設工事ノ進捗上、昭和八年度中ニ改築工事

ニ著手致サネバナリマセヌノデ、今回は等

ノ鐵道ヲ買收セントスルモノデアリマス、

尙ホ阿波鐵道ガ兼營シテ居リマス連絡船運

送業ハ、鐵道ノ補助機關トシテ必要ナモノ

ト認メマスルガ故ニ、是モ併セテ買收スル

考デアリマス

次ニ富山鐵道株式會社所屬鐵道中堀川新

笹津間經營廢止ニ對スル補償ノ爲公債發行

ニ關スル法律案ニ付キマシテハ、富山鐵道ニ

接近並行シテ國有鐵道ヲ敷設致シタ結果、本

區間ハ其影響ヲ受ケマシテ、營業ヲ繼續スル

コトガ出來ナクナリマシタノデ、今回其營

業廢止ニ因テ生ズル損失ヲ補償セントスル

次第デアリマス、就キマシテハ右地方鐵道

及兼業ニ屬スル資産買收ノ爲メ、茲ニ富山

鐵道中堀川新笹津間營業廢止ニ對シ損失ヲ

補償スル爲メ公債ヲ發行致シタイト思ヒマ

シテ、本案ヲ提出シタ次第デアリマス、何

卒御協賛下サラシテ希望致シマス(拍

手)

○議長(秋田清君) 日程第七、右各案ノ審

査ヲ付託スヘキ委員ノ選舉ヲ議題ト致シマ

ス

第七 右各案ノ審査ヲ付託スヘキ委員

ノ選舉

○上田孝吉君 兩案ハ一括シテ政府提出、

鐵道敷設法中改正法律案外二件ノ委員ニ、

併セテ付託セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

ゴザイマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマ

ス、仍テ動議ノ如ク決シマシタ

○上田孝吉君 殘餘ノ日程ヲ延期シ、本日

ハ是ニテ散會セラレンコトヲ望ミマス

○議長(秋田清君) 上田君ノ動議ニ御異議

アリマセヌカ

(「異議ナシ」ト呼フ者アリ)

○議長(秋田清君) 御異議ナシト認メマス、仍テ動議ハ可決セラレマシタ、次會ノ日程ハ公報ヲ以テ御通知致シマス、本日ハ是ニテ散會致シマス

午後一時三十二分散會

衆議院議事速記録第十一號中正誤

頁	段	行	誤	正
一六二	二	一八	間接或稅犯則ノ處分法	間接或稅犯則者處分法
一六二	二	二〇	告發ヲ	處罰ヲ
一六二	三	三六	理會スルニ	理解スルニ
一六二	三	三八	多年脾肉ノ歎	多少皮肉ノ感ニ
一六三	一	一三	其從タル	其主タル
一六三	一	三九	事實アリト	事實ナシト
一六三	二	四〇	申サレマシタ、	申サレマシタガ、
一六九	三	一五	法一點ニノミ	法律點ニノミ
一六九	三	二〇	法一點ニノミ	法律點ニノミ
一六九	四	二二	同一他ノ	同一地ノ

官報號外

昭和八年二月八日

衆議院議事速記録第十二號

一八二